

新潟医療福祉大学における障がいのある学生支援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規程に基づき、新潟医療福祉大学において障がいのある学生に適切な支援を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があり、その障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障がいのある学生の支援を推進する責務を有する。

(支援の申し出)

第4条 障がいのある学生は、差別的取り扱いのない修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

(1) 修学支援の申し出は、健康管理センターが受理する。

(2) 健康管理センターは、申し出内容に応じて関係部署と連携する。

(3) 大学は学生が不当な差別的取り扱いを受けることがないように教育的ニーズと意思について十分な聴取を行わなければならない。

(支援計画の策定)

第5条 大学は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係学科と協議し、個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第6条

(1) 支援計画は建設的対話を重ね、当該学生の合意を得て決定する。

(2) 当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解および合意の形成を図る。

(支援の実施)

第7条 具体的な支援は、障がいのある学生が所属する学科が実施し、大学は具体的支援が円滑に行なわれるよう、関係部署間の調整を行なう。

(当該学生の情報)

第8条 障がい学生支援に係る者は、正当な理由なく、障がいのある学生および障がいのある学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長が定めることとする。

(事務)

第10条 障がいのある学生支援に関する合理的配慮に関する事務は、学生課において処理する。

(改正)

第11条 この規程の改正は、総務会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、2020年8月5日から施行する。

附則

この規程は、2023年7月5日から施行する。